

○国土交通省令第七十三号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第十九条の五十四及び第五十四条の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月一日

国土交通大臣 太田 昭宏

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十二号様式中、

「3.2.1 油性残留物（スラッジ）の焼却設備の最大能力 kW又はkcal/h（該当しないものを抹消すること。）

Incinerator for oil residues (sludge), maximum capacity ----- kW or  
kcal/h (delete as appropriate) ----- □ を

3.2.2 油性残留物（スラッジ）の焼却に適する補助ボイラー

Auxiliary boiler suitable for burning oil residues (sludge) .....□」

「3.2.1 油性残留物（スラッジ）の焼却設備

Incinerator for oil residues (sludge) □

3.2.2 油性残留物（スラッジ）の焼却に適する補助ボイラー

Auxiliary boiler suitable for burning oil residues (sludge) □」

改める。

## 附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第十二号様式による国際油汚染防止証書は、この省令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第十二号様式による国際油汚染防止証書とみなす。